

## 2 緑区地域福祉保健計画・緑区地域福祉活動計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」推進委員会規約

(目的)

第1条 この規約は、緑区地域福祉保健計画・緑区地域福祉活動計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」(以下、「計画」という。)の推進を目的に設置する緑区地域福祉保健計画・地域福祉活動計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」推進委員会(「みどりのわ・ささえ愛プラン推進委員会」と呼称し、以下「推進委員会」という。)に必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、緑区地域福祉保健推進会議の専門部会として、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 計画の進行管理と評価に関する事
- (2) 計画実践の支援に関する事
- (3) その他計画推進に関する事

(組織)

第3条 推進委員会は25人以内をもって組織する

2 委員は、学識経験者、福祉保健活動団体・事業者からの代表及び一般区民の中から区長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会には委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選によって定める。また副委員長は委員長の指名によって定める。

2 委員長は、推進委員会を代表し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、第1回推進委員会は区長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

(分科会)

第7条 推進委員会は、具体的な計画の推進や課題の検討などを行うため、分科会を設置することができる。

(守秘義務)

第8条 推進委員会委員及び分科会員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 推進委員会にかかる庶務は、緑区役所福祉保健課及び緑区社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。